

■畜産農家用別紙

① 当方は、  
 イ. 豚  
 ロ. 牛  
 ハ. 馬  
 を平均 ② 約 頭、最大の時は ③ 約 頭、  
 ④ イ. 飼っています。  
 ロ. 飼う計画です。

⑤ 今回、  
 イ. 新・増設をする畜舎の面積は  m<sup>2</sup>、畜房の面積は  m<sup>2</sup>、  
 し尿処理施設は  m<sup>2</sup> であり、  
 ロ. 廃止をする畜舎の面積は  m<sup>2</sup>、畜房の面積は  m<sup>2</sup>  
 事業場全体では畜舎の合計面積は  m<sup>2</sup>、畜房の合計面積は  m<sup>2</sup>となります。

⑧ 敷料は、  
 イ. 1ヶ月に ⑥  を約 ⑦  kg 使います。  
 ロ. 使用しません。

⑨ 家畜の尿は、  
 イ. 敷料を吸わせフンとともに、  
 ロ. 尿溜を設け  
 春は  日間、夏は  日間  
 秋は  日間、夏は  日間 貯めた後、  
 イ. 農地に還元します。  
 ロ. 堆肥化します。  
 イ. 農地に還元します。  
 ロ. 堆肥舎等に散布します。  
 ハ. 浄化施設で処理します。

畜舎からの雨水は、専用の排水路から ⑩  へ流します。

⑪ 尿溜  
 イ. あり  大きさ  m<sup>2</sup>  
 ロ. なし

⑫ 堆肥舎所有  
 イ. あり  大きさ  m<sup>2</sup>  
 ロ. なし

⑬ 農地還元又は堆肥化後に堆肥を入れる農地

種類	自分の土地	他人の土地
田	ha	ha
畑	ha	ha
果樹園	ha	ha
その他	ha	ha

⑭ 共同堆肥舎使用の場合  
 名称( )  
 所在地( )

## 記入上の注意

### — 畜産農家用別紙 —

◎ 畜産農家が特定施設の設置・変更届出を行う際に、水濁法の届出様式とは別に添付させる別紙

- ① 飼育している豚、牛、馬の別にイロハに○印を付ける。
- ② 通常の飼育頭数を記入する。
- ③ 最大の飼育頭数を記入する。
- ④ イ又はロの該当する方に○印を付ける。
- ⑤ 畜舎面積は畜舎全体の面積であり、畜房面積は、豚等を収容するための房の面積をいう。(次ページ参照)
- ⑥ 合計の畜舎面積を記入する。
- ⑦ 合計の畜房面積を記入する。
- ⑧ 敷料(ワラ、オガクズ等)の使用状況を記入する。
- ⑨ 尿の処理方法について、該当する記号に○印を付け、必要事項を記入する。
- ⑩ 農業用水路→○○池、農業用水路→○○川などと記入する。
- ⑪ 尿溜の有無と大きさを記入する。
- ⑫ 堆肥舎の有無と大きさを記入する。
- ⑬ 農地還元を行う農地について、その種類毎に面積を記入する。  
他人の農地に還元する場合は土地所有者の承諾書の写しを添付する。  
ただし、新しく畜産経営を開始する場合に限る。
- ⑭ 共同堆肥舎使用の場合は、その名称及び所在地を記入する。

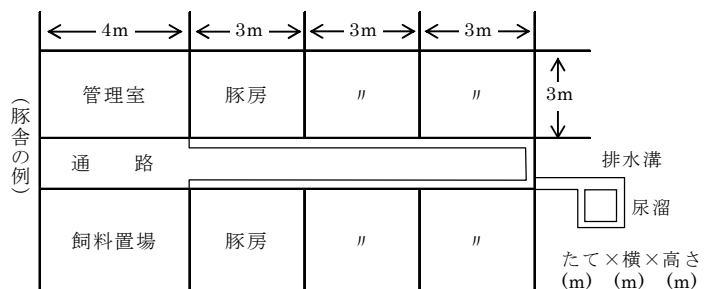
#### ※ 畜産農家とは

畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次のイ～ハに掲げる特定施設を設置する特定事業場をいう。

- イ 豚房施設(豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- ロ 牛房施設(牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- ハ 馬房施設(馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

#### ※ 畜房施設とは

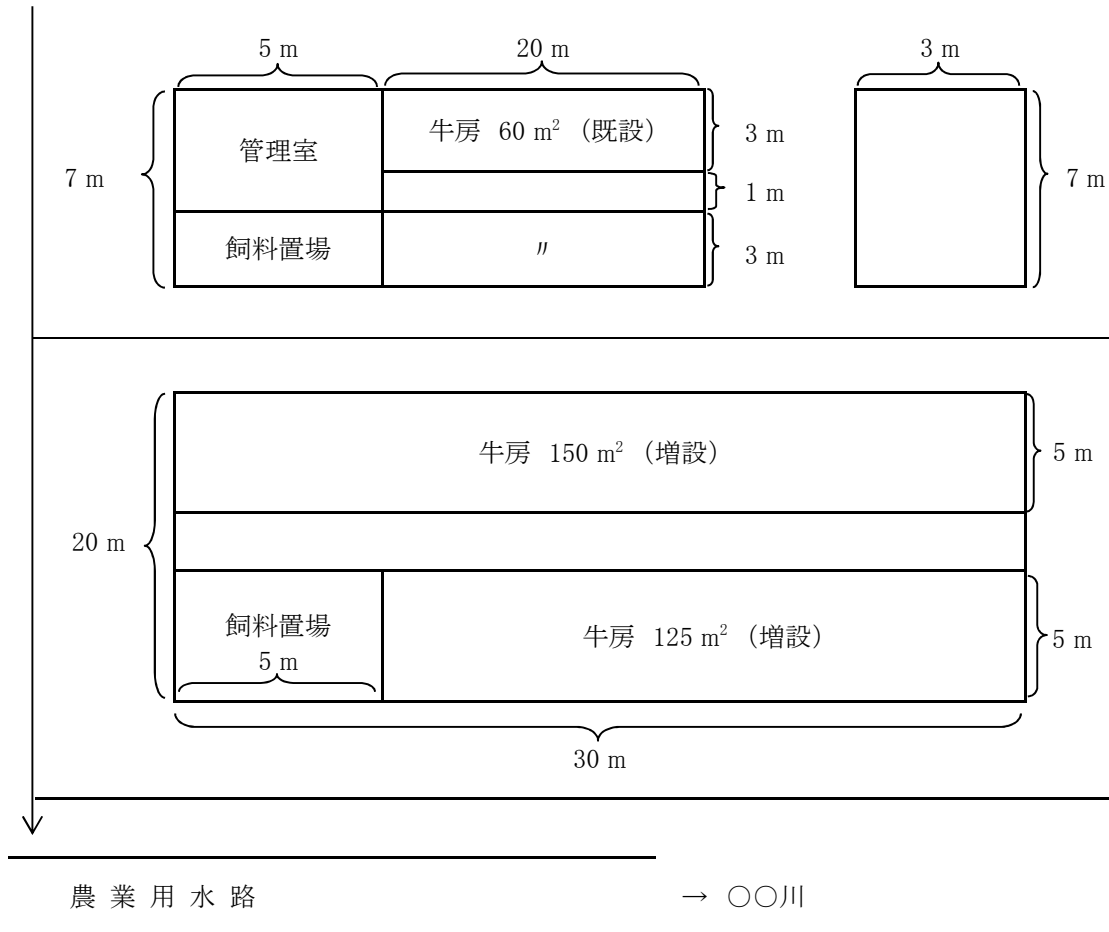
畜舎のなかの豚、牛及び馬を収容するための個々の房をいい、通路、飼料置場等は含まれない。(右図参照)



# 畜舎等の配置図

- 敷地全体を記入し、畜舎の内部の様子も記入すること。
- 排水路(汚水路、雨水路)、排水口、尿溜、堆肥舎等も記入すること。

(記載例 1)



(記載例 2)

